

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 27 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 45 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 34 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 及び 同年 6 月
② 平成 3 年 3 月 及び 同年 4 月

申立期間の国民年金保険料は町内で集金をしていたと記憶しており、申立期間①の保険料は義理の父母、申立期間②の保険料は義母が集金で払ってくれているはずなのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その義理の父母が集金で国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人は、結婚を契機に昭和44年4月にA町からB市に転居しており、申立人が所持している国民年金手帳から、44年4月分の保険料は、前住所地であるA町で44年4月26日に検認していることが確認できることから、その時点で申立期間①の保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①前後の期間は納付済みとなっており、申立人が2か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、その義母が集金で国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人は、申立期間②当時、国民年金の種別変更手続をした記憶が無い上、保険料納付をしてきていたとする義母は既に他界していることから、申立期間②当時の国民年金の手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間②については、平成5年6

月に国民年金第3号被保険者資格を3年3月31日に喪失すると同時に国民年金第1号被保険者資格を取得し、3年5月15日の厚生年金保険の加入に伴い国民年金第1号被保険者資格を喪失させる処理をしている。このことから、申立期間②は、これらの取得喪失処理がされる5年6月までは、国民年金第3号被保険者期間であったと推認できることから、申立期間②当時は当該申立期間の保険料を制度上納付することができず、取得喪失処理がされた5年6月の時点では、当該申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から40年9月まで

昭和39年5月ころに私が会社を退社してから、夫が私の国民年金加入手続と保険料納付をしていたと思うが、その夫が亡くなってしまい詳しいことが分からない。

しかし、^き几帳面な夫だったので私の保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金加入手続と保険料納付をしていたと思うが、その夫が亡くなってしまい詳しいことが分からないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和44年4月から同年10月ころまでに払い出されたと推認される。

また、A市役所が保管している国民年金被保険者名簿の納付記録によると、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、時効により納付できないはずの昭和40年10月から41年12月までの期間を含む40年10月から44年9月までの期間の国民年金保険料が納付済みと記録されていることを最近になって年金事務所が把握したため、平成21年12月18日付けで当該期間が未納から納付済みに職権で訂正されている。この職権で訂正された時効により納付できない期間を含む期間の保険料は、別の国民年金手帳記号番号が見当たらない現状では、特例納付で納付する以外に納付する方法は無いことから、特例納付により納付されたものと推測され、これを前提にすると申立期間は特例納付することが可能な期間で

あることから一緒に特例納付されたと考えられる上、申立人が 17 か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を特例納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外国民年金保険料の未納は無く、納付意欲は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 3758 (事案 2673 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和44年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年7月まで
② 昭和45年10月から47年10月まで
③ 昭和58年6月
④ 昭和61年6月から62年3月まで
⑤ 昭和62年11月から63年4月まで
⑥ 平成元年3月から同年10月まで
⑦ 平成元年12月
⑧ 平成5年10月から6年6月まで
⑨ 平成6年10月
⑩ 平成6年12月

20歳当時の昭和36年12月ころ、父親がA市で加入手続をし、保険料を納付してくれ、父親が他界した40年以降は姉が保険料を納付してくれていた。

昭和38年にB地に移りC株式会社に勤務していたが、同社を退職後は自分で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の納付記録が無い。このため第三者委員会に申立てを行ったが、納付を認められなかった。しかし、申立期間については間違いなく納付したはずであり、再調査の上納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時居住していた市町村に照会しても、納付の事実は確認できず、申立人に国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明であり、

ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、納付を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たな事情として、A 市で申立人の国民年金被保険者名簿が見付かり、申立期間①を含む昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録が確認でき、当該保険料を還付した形跡もみられない。

なお、A 市での国民年金保険料の納付記録のうち、昭和 44 年 4 月から同年 7 月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間である。

一方、申立期間①のうち昭和 45 年 4 月から同年 7 月までの期間及び申立期間②から⑩までについては、申立人は、間違いなく国民年金保険料を納付したと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたと認めることはできない。

また、これらの期間は、平成 18 年 3 月 2 日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、記録が追加された時点ではこれらの申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から59年3月までの期間及び平成7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から57年6月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで
③ 昭和57年10月から59年3月まで
④ 平成7年9月

申立期間①、②及び③について、昭和51年10月に夫が会社退職後、私が国民年金の加入手続を行い夫婦の保険料を一緒に納付していたと記憶している。私の保険料が納付済みとなっているのに、夫の保険料が未納となっている。

申立期間④について、夫が自分で国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①、②、③及び④の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、昭和51年10月に申立人が会社退職後、その妻が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から59年9月ころ払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間③は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間③の保険料を、昭和 59 年 12 月 19 日に納付し、厚生年金保険等加入を理由に還付されているが、当該期間に申立人が厚生年金保険に加入した事実は見当たらないため、当該期間は、申立人は、国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められ、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことが確認できる。

2 申立期間④については、申立人の妻は、申立人が平成 7 年 9 月に国民年金の任意加入手続を行い保険料を納付していたとしているところ、7 年 9 月に任意加入し、同年 10 月以降の保険料を納付している申立人が、申立期間④の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

3 申立期間①については、昭和 51 年 10 月に申立人が会社退職後、その妻が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前記のとおり 59 年 9 月ころ払い出されたと推認されることから、払出時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 申立期間②については、昭和 51 年 10 月に申立人が会社退職後、その妻が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、オンライン記録には、申立人が、57 年 7 月から同年 9 月までの期間を 59 年 12 月 11 日に納付し、時効期間内納付を理由に同年 12 月 12 日還付決議されたことが明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び平成 7 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月及び同年5月

私は平成2年4月にA院を退職し、すぐにB市役所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。今まで資格変更の切替手続を適切に行い、C銀行（現在は、D銀行）E支店において、忘れずに国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月にA院を退職し、すぐに資格変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、C銀行E支店において納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳から、資格変更手続を適切に行っている記録が確認できる上、F市は、申立期間当時の保険料をC銀行で納付できたとしており、申立人の主張と符合する。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間以外に未納は無いことが確認できることから、申立人は、納付意識が高いと推認できる上、申立人が2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を昭和39年8月24日に、同社Cセンターにおける資格取得日に係る記録を43年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36年8月は1万4,000円、43年12月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月24日から同年9月1日まで
② 昭和43年12月31日から44年1月1日まで

私は、A株式会社に勤務し定年を迎えたが、この度、日本年金機構から、年金加入履歴にない期間があるとの連絡があった。

その期間は、多分、当時の出張所、作業所の間で異動の連絡の誤りがあったのではないかと思われる。

申立期間は厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答及び申立人から提出されたD手帳から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（申立期間①については、昭和39年8月24日にA株式会社E支店から同社B所に異動、申立期間②については、43年12月31日に同社E支店から同社Cセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所における昭和39年9月及び同社Cセンターにおける44年1月の健康保険厚

生年金保険被保険者原票の記録から、申立期間①は1万4,000円、申立期間②は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係るA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和24年7月1日に、申立期間②に係る同社C工場における資格喪失日に係る記録を25年10月9日にそれぞれ訂正し、24年6月の標準報酬月額を6,000円、25年9月の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和25年9月30日から同年10月9日まで

私は、昭和24年4月にA株式会社に入社以来、転勤で勤務場所は移ったが、54年8月に退職するまで同社に継続して勤務していた。しかし、その間、同社本社から同社C工場へ転勤した24年6月30日から同年7月1日までの期間及び同社C工場から同社D工場へ転勤した25年9月30日から同年10月9日までの期間について厚生年金保険の記録が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB株式会社が提出した人事記録（職員名簿）から判断すると、申立人が昭和24年4月1日から54年8月31日まで同社に継続して勤務し（24年7月1日に同社本社から同社C工場に異

動し、25年10月9日に同社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和24年6月及び25年9月の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る事業所別被保険者名簿における24年5月及び25年8月の記録から、それぞれ、6,000円及び5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和24年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年9月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、25年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和24年9月から25年3月までの標準報酬月額は、2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から25年10月まで
② 昭和28年1月から32年12月まで

申立期間①は、A校を卒業して、学校から紹介され就職したのが当時B町（現在は、C市）の株式会社Dで、Eを作っていた。私は、Fの仕事をしていて、同僚は、G、H、I、J、ほか何人かいたが忘れてしまった。よくKしてL院で抜いてもらったことがある。1年半くらい勤めたが厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②は、M町の株式会社Nを退職してすぐ、昭和28年ころにO株式会社に入社した。会社は、Pを作る会社で、社長は、Q社長、事務所にはR氏、S氏、社長の長男と女性事務員がいた。最初、T部門でU工場長とV作業をしており、Vを習得した後に、W部門でX作業をしていた。Y職は10人くらいであった。月に2日しか休みが無く、毎朝早く起きて、夜は遅くまで競争で働いた。32年に体を壊して田舎に帰り診察してもらったら結核とのことで治療していた。回復するのに時間がかかったが、35年に出直してO株式会社に再入社した。

最初に同社に勤務した時の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、調査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）によると、健康保険証番号*番、厚生年金保険の記録番号*に申立人の漢字氏名「Z」と資格取得日「昭和24年9月20日」、資格喪失日「25年4月1日」の被保険者記録が確認できるが、当該記録には生年月日の記載が無い。

また、オンライン記録では、当該被保険者記録は、生年月日不明で基礎年金番号に未統合の記録となっており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても「株式会社D、Z」等は確認できるが、生年月日は記載されておらず不明となっている。

しかしながら、申立人の当該事業所における業務内容に係る具体的な記憶から同事業所において勤務していたことが推認できるとともに、オンライン記録により漢字氏名「a」である同姓同名の者を確認したところ、申立人以外に漢字氏名が「a」である同姓同名の者が全国には見当たらないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和24年4月から同年9月20日までの期間及び25年4月1日から同年10月までの期間については、株式会社Dは、既に平成8年3月*日に解散しており、申立期間①当時の事業主及び会社清算人であるその妻も亡くなっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①中に被保険者資格を取得している同僚6人が確認できるものの、全員が死亡又は所在不明となっており、申立人に係る当時の厚生年金保険料控除等について照会ができない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年9月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び25年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合の厚生年金保険被保険者記録から、2,500円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立期間②当時、〇株式会社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得して所在のわかる同僚6人に照会し、回答のあった4人のうち3人は、「申立人について、全く覚えていない。」と回答しているが、申立人が名前を覚えている昭和27年11月1日から35年4月12日まで被保険者であった同僚が、「申立人が、〇株式会社にいたことは覚えているが、古いことであり、辞めた時期は、はっきり覚えていない。」と供述していることから、期間の特定はできな

いものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、照会した同僚の一人で、「昭和 21 年 6 月から 32 年 7 月まで同社に勤務し、b 部、c 部、d 部の営業、ほか同社の製造全部の仕事を行った。」と回答している同僚は、「会社では、試用期間があつて、すぐには正社員にはなれず、試用期間中は社会保険（厚生年金保険）に加入できなかった。また、b 部は、すべて e 職による請負制の製造となつていて厚生年金保険には未加入であつた。」と供述している。

また、上記照会した同僚の一人で申立人が名前を覚えていたほかの同僚も、同社では試用期間があつてすぐには正社員になれず、試用期間中は社会保険に加入できなかったことを供述しており、この同僚が、申立人と同じ職種の同僚として名前を挙げた 3 人のうち二人は、同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらず、申立人が、当時の同僚として名前を挙げた者の中にも、同社における被保険者記録が見当たらない者及び申立人が同社に入社する前に被保険者資格を喪失している者が確認できる。

さらに、〇株式会社の事業主からは、「あまりに古い話で資料も無く、当時の社長も 2 代目の社長も亡くなっているので、当時の状況については不明である。」との回答があり、申立人が名前を覚えている R 氏及び S 氏は既に亡くなっており、当時工場長の U 氏も所在不明のために、申立人に係る当時の保険料控除等について照会できなかった。

加えて、同社に係る健康保険事業所別被保険者名簿（紙台帳）において、申立期間②を含む昭和 24 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日までの期間に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人に係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年12月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年9月30日から同年12月30日まで
年金事務所からの年金加入履歴によると、B町にあった株式会社Aに勤務していた期間の厚生年金保険は、平成5年9月30日に被保険者資格を喪失したことになっており、給与明細書で同年9月、同年10月及び同年12月に社会保険料が控除されているのに厚生年金保険の記録が無い。11月分の給与明細書は見つからなかったが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成5年9月30日から同年12月29日まで継続して同社に勤務していたことが認められるとともに、申立人から提出された同年11月を除く申立期間に係る給与明細書において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人に係る当該被保険者資格喪失の処理は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年12月1日より後の6年1月6日付けで、さかのぼって、申立人に係る5年10月の算定基礎届に係る記録（標準報酬月額20万円）が取り消され、同年9月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、同社において、申立人と同じく平成5年9月30日に被保険者資格を喪失している従業員が事業主を含め15人確認できるが、14人について、申立人と同じく6年1月6日付けで5年10月の算定基礎届に係る記録が取り消され、さかのぼって、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる^{そきゆう}遡及した資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成5年12月30日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成5年8月の標準報酬月額及び同年10月の取り消された標準報酬月額の記録により、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は平成8年5月22日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から8年6月1日まで

B地にあったC会社のA株式会社に平成6年3月に就職した。退職する13年6月30日まで継続して勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が7年11月30日から8年6月1日までの7か月間について無いことが分かった。その時期は、社名が株式会社Dに変更になり、事務所がE町に移転した時期とも重なる。間違いなく継続して勤務しており、保険料も控除されていたので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主の供述により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、当該事業所の事業主について、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年11月30日(以下「全喪日」という。)以降の8年5月22日に、いったん記録された同社における2年11月1日の厚生年金保険に係る標準報酬月額の資格取得時決定及び3年10月1日から7年10月1日までの期間に係る定時決定が、いずれもさかのぼって取り消され、19等級から23等級の範囲にわたり減額された上、厚生年金保険の被保険者資格を7年11月30日に喪失した旨の処理が、さかのぼって行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人について、同じく全喪日以降の

平成8年5月22日に、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正はないものの、厚生年金保険の被保険者資格を7年11月30日付けで喪失しており、申立人を含め当該事業所の被保険者4人全員について、同様の処理がなされていることが確認できる。

さらに、上記の事情について事業主は、「当時は、A株式会社の経営状況は厳しく資金繰りにも苦勞していた。厚生年金保険料についても滞納があり、2度ほど社会保険事務所（当時）に呼び出され、滞納金額について相談し、滞納金額をなくせると言われ、書類に社印を押した。」と供述している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A株式会社が解散したのは平成9年2月*日であり、申立期間当時は法人事業所であることが確認でき、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理を、さかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は当該喪失処理を行った平成8年5月22日であると認められる。

また、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、申立人のA株式会社における7年10月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成8年5月23日から同年6月1日までの期間については、事業主は、当該期間の保険料を申立人の給与から控除していたと供述しているものの、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料等は保管されておらず、申立期間前後に被保険者記録が確認できる唯一の同僚に保険料控除の事実関係について照会したものの、協力が得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月31日から同年9月1日まで
② 平成19年12月31日から20年1月1日まで

私は、高校を卒業後、平成15年4月1日に株式会社Bに就職をした。その後、有限会社Aにも勤務したが、両社共に月末に退社したはずが、厚生年金保険の記録には載っていない。両社の給与明細書もあり、保険料控除も確認できるので、1日も早く、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が提出した給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成17年7月21日、離職日が19年12月31日となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成20年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを19年12月31日と

誤って記録するとは考え難いことから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人が提出した平成 16 年 8 月分の株式会社 B の給与明細書から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、株式会社 B が提出した「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（写し）により、平成 16 年 8 月 30 日退職が確認できる上、当該事業所の給与計算期間は 16 日から翌月 15 日までであり、8 月 16 日から末日までの給与が 9 月分として支給されて、明細書も支給されていることから、同年 8 月分の給与明細書が同年 8 月末日まで勤務していたとする証拠にならず、申立人は同年 9 月分の給与明細書は不明としている。

また、申立人と同じ店舗に勤務していた同僚は、「退職手続は、給与計算期間の関係で 15 日又は月末の前日付けで処理をされていた。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録は、離職日が平成 16 年 8 月 30 日となっている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月及び同年 10 月

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社A作成の「支給控除項目一覧表」から、申立人は、申立期間に26万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成15年11月18日）の後の同月27日付けで、同年9月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額を16万円に引き下げられている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、26万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月17日から同年8月15日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を同年3月17日に、資格喪失日に係る記録を同年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月17日から同年10月1日まで
② 昭和21年10月から24年2月1日まで

昭和19年4月高等科2年生の時に、勤労働員でA株式会社B所C工場（終戦後は、閉鎖）に勤務し、20年3月16日に卒業するとD職として本採用になり、終戦後の同年9月末日まで残務整理をさせられた。

その後、昭和21年10月から25年10月までE社に勤務した。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、申立期間①及び②の記録が無いと言われたが、勤務していた事実は間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述により、申立人がA株式会社B所C工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、昭和18年8月に入社し、申立期間①に申立人と一緒に勤務していたと供述した同僚の保管する給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、F校の先輩であった同僚は「申立人は、申立期間①に自分と同じD職としてA株式会社B所C工場に継続して勤務し、厚生年金保険

料を給与から控除されていた。」旨の供述をしており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、これらの同僚はいずれも、申立期間①のうち、昭和 20 年 8 月までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、G 市図書館が保管する申立期間当時の資料によると、当該事業所は、昭和 20 年 8 月の終戦後に米軍に接收された旨が記載されており、同名簿によると、申立人と一緒に勤務し、退職したとする同僚の資格喪失日は、同年 8 月 15 日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 3 月 17 日から同年 8 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が A 株式会社 B 所 C 工場に正式採用になった昭和 20 年 3 月 17 日から一緒に勤務したとする同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬等級（第 5 等級）から、50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は解散し、同社 C 工場は閉鎖されていることから事業主に確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所において、この期間に当該届出を受理した記録は無く、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 3 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 20 年 8 月 16 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人の同僚から提出された給与明細書では、厚生年金保険料が控除されておらず、このほか申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が E 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によれば、E社は、申立期間以後の昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、当該事業所において同年2月1日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者は確認できない。

また、申立期間②当時の同僚15人のうち、住所の確認できた二人に照会し回答を得たが、二人は「会社が厚生年金保険に加入したのは昭和24年2月からであり、それ以前には給与から保険料を控除されていなかった。」旨の供述をしている。

さらに、事業主に照会したものの、宛先不明で返送されたことから事業主照会をすることができず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。なお、E社に係る商業登記簿謄本は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成5年12月から6年9月までは34万円に、同年10月から7年11月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年12月20日まで
株式会社Aに平成7年12月まで勤務していたが、標準報酬月額が実際の報酬額より少なく記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成5年12月から6年9月までの期間については34万円、同年10月から7年11月までの期間については36万円と記録されていたところ、同年12月1日付けで6年10月1日に、7年12月15日付けで5年12月1日に、それぞれさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aの事業主については、オンライン記録によると、平成7年12月1日及び同年12月15日付けで、6年9月にさかのぼって標準報酬月額の訂正処理が行われている。

しかしながら、当該事実について、株式会社Aの事業主からは、申立人の標準報酬月額が減額処理されたことについての具体的な供述は得られなかったものの、申立期間当時、滞納があり社会保険事務所（当時）に相談に行ったと供述しており、日本年金機構B事務センターが提出した滞納処分票にも、同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人は株式会社Aの取締役就任しているが、申立人は、自分はC業の仕事をしており、社内での重要事項の決

裁権限は無く、社会保険関係事務にも全く関わっていないと主張しているところ、当時の事業主も、申立人はC業の仕事をしており、社会保険関係事務には関わっていないと供述している上、日本年金機構B事務センターが提出した株式会社Aに係る滞納処分票の事績欄には申立人の氏名は確認できないことから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月1日及び同年12月15日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について5年12月にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、5年12月から6年9月までを34万円に、同年10月から7年11月までを36万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA局（当時）における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年11月4日から同年12月4日まで
昭和35年4月8日にB員（任期6か月）資格でA局に就職し、同年11月4日から同年12月3日までC研修所で同期生35人とともに研修訓練を受けた。訓練修了後の同年12月4日付けで事務員として任用されD組合に加入した。申立期間は、給与等の変更は無く、厚生年金保険も継続して加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C研修所が発行した第16回E部一般研修生名簿（研修期間は昭和35年11月4日から35年12月3日まで）及び研修を同時に受講した複数の同僚の供述により、申立人は申立期間にC研修所でA局のB員の資格で研修を受講していたことが認められる上、当該名簿には申立人の所属F局はA局と記録されていることから、申立人はA局の期間、C研修所研修期間及びD組合期間は、継続して同一事業所内で勤務していたことが認められる。

また、G株式会社H支店は、「A局は社会保険の新適日が昭和35年4月8日で全喪日が36年1月13日であり、申立期間については、適用事業所であることからC研修所でのB員研修期間は社会保険の適用期間である。」と認めている上、A局と一緒に勤務し、別の日程でB員のE部一般研修を受講した同僚には、当該研修期間は厚生年金保険の被保険者記録が

確認できる。

さらに、I内の各F局から受講を指示されC研修所で一緒に研修を受講した同僚のうちの二人は、「自分は研修期間に厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しており、いずれも昭和35年11月の被保険者記録が確認できる上、そのうちの一人は、「就職したF局の庶務課から、『J者は、最初の6か月間はB員として任用する。D組合の規程により、この間はD組合に加入できず、社会保険に全員が強制加入となる。B員の期間内に研修があり、研修が終了すれば翌日から事務員に任用されD組合員になる。』と説明されたことを記憶している。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和35年10月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年4月から同年9月までの標準報酬月額を13万4,000円、同年10月の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年3月16日であることが認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年3月16日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社にB職として勤務していた申立期間①の標準報酬月額が引き下げられているが、引き下げられる前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。
また、当該事業所に継続して勤務していた申立期間②が被保険者期間ではないことになっているので、被保険者期間の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に平成4年3月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1月16日の後の同年6月8日に行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できる。また、申立人の標準報酬月額も、

同年8月26日に3年4月の資格取得時決定の記録を訂正した上で、同年4月から同年9月までが13万4,000円から10万4,000円に、同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年10月が14万2,000円から10万4,000円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、このように遡^{そきゅう}及して資格の喪失及び標準報酬月額^{そきゅう}の引下げの処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失及び標準報酬月額^{そきゅう}の引下げの処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年3月16日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月を14万2,000円に訂正することが必要と認められ、同年11月から4年2月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月29日から同年7月1日まで
平成5年6月末に当時のA社を退職したが、厚生年金保険の記録では、同年6月29日に資格喪失となっている。厚生年金保険料の控除が記載された退職月の給与明細書等を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、源泉徴収票、B社提出の源泉徴収簿及び雇用保険被保険者離職証明書から、申立人がA社に平成5年6月30日まで勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、また、複写式の届出様式により、厚生年金保険と一体に扱われている厚生年金基金における資格喪失日が平成5年6月29日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場(現在は、C株式会社)における資格取得日に係る記録を昭和39年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年12月から40年4月までは3万6,000円、同年5月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月21日から40年6月1日まで

私は、昭和35年10月24日から42年10月21日までC株式会社に継続して勤務していたが、本社営業部に所属しD営業所及びE営業所に勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における雇用保険の加入記録、申立期間当時C株式会社に勤務していた複数の元同僚からの供述及び同社の社内報から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和39年12月21日に同社F工場から本社営業部に異動、42年7月1日に本社営業部から同社F工場に異動)していたことが認められる。

一方、C株式会社本社営業部D営業所に勤務していた元同僚が提出した自身の給与明細書及び源泉徴収票により、当該元同僚の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるところ、当該元同僚を含む複数の元同僚は、同社B工場に係る被保険者原票によると、いずれも同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人についてもこれらの元同僚と同様に同社B工場に在籍したとの取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 40 年 6 月に係る被保険者原票の記録及び当該元同僚の申立期間に係る記録から、39 年 12 月から 40 年 4 月までは 3 万 6,000 円、同年 5 月は 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年2月21日に、同社C営業所の資格喪失日及び同社D工場の資格取得日に係る記録を41年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38年2月については1万4,000円、41年3月については2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年2月21日から同年3月21日まで
② 昭和41年3月25日から同年4月1日まで
③ 昭和41年4月から同年6月まで
④ 昭和41年10月から42年2月まで

私の厚生年金保険被保険者記録によると、A株式会社E工場での資格喪失日が昭和38年2月21日で、同社B支店に転勤したときの資格取得日が同年3月21日となっている。また、同社C営業所で41年3月25日に資格を喪失し、同社D工場に転勤したときの資格取得日が同年4月1日となっている。同社には37年3月に入社して、平成17年7月まで継続して勤務していたのに、上記2回の転勤時に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社における厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

また、同社C営業所から同社D工場に転勤したときの標準報酬月額が、2万8,000円から、昭和41年4月から同年6月までの3か月間は2万円に、同年10月から42年2月までの5か月間は2万6,000円に下がっているため、上記8か月間の標準報酬月額を2万8,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A株式会社からの申立人の雇用期間及び保険料控除に係る回答並びに申立人の雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社E工場から同社B支店に異動し、同社C営業所から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、両申立期間の異動日については、当該事業所の回答から、申立人のA株式会社E工場から同社B支店への異動日は昭和38年2月21日、同社C営業所から同社D工場への異動日は41年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間①の昭和38年2月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における同年3月の事業所別被保険者名簿の記録から1万4,000円とし、申立期間②の41年3月の標準報酬月額については、同年4月の同社D工場における事業所別被保険者名簿の記録から2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A株式会社D工場は、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①当時、申立人を含む複数の従業員について、社会保険事務所に提出した資格取得及び資格喪失に係る届出に誤りがあったと回答していること、及び申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、社会保険事務所における記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③及び④については、A株式会社C営業所から同社D工場への転勤時に、申立人の標準報酬月額が下がっていること及び昭和41年10月から42年2月までの標準報酬月額が低下していることについて、同社総務部の担当者は、「当社には、当時の賃金台帳などの資料が無いので、社会保険事務所への標準報酬月額の届出について確認することはできない。」と回答している。

また、申立人と同時期に同社C営業所から同社D工場に転勤し、申立

人と同様に同社D工場での標準報酬月額が下がっている元同僚9人に照会したところ、元同僚の一人は、「申立人はD工場で管理職になったので、残業代がつかなくなり、そのため標準報酬月額が下がったと思う。」と供述している。なお、このほかに元同僚3人から回答があったが、標準報酬月額が下がっている理由については不明としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③及び④について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間を7万2,000円、49年10月から51年3月までの期間を9万2,000円、同年4月及び同年5月を11万8,000円、同年6月及び同年7月を11万円、同年8月から52年7月までの期間を11万8,000円、同年8月から同年11月までの期間を13万4,000円、同年12月を15万円、53年1月から同年3月までの期間を14万2,000円、同年4月及び同年5月を15万円、同年6月を14万2,000円、同年7月を15万円、同年8月を16万円、同年9月から54年8月までの期間を15万円、同年9月及び同年10月を16万円、同年11月及び同年12月を15万円、55年1月を16万円、同年2月を17万円、同年3月を16万円、同年4月から同年9月までの期間を17万円、同年10月を14万2,000円、同年11月から56年9月までの期間を17万円、同年10月から57年2月までの期間を24万円、同年3月を19万円、同年4月を22万円、同年5月から同年7月までの期間を20万円、同年8月から同年11月までの期間を22万円、同年12月及び58年1月を20万円、同年2月から同年7月までの期間を24万円、同年8月を22万円、同年9月を24万円、同年10月から59年1月までの期間を26万円、同年2月を24万円、同年3月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から59年4月1日まで

「株式会社A」に勤務していた、昭和48年4月から59年3月までの期間の標準報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料額が、厚生労働省の記録と著しく異なっている。実際に控除された保険料額にあわ

せて、標準報酬月額の記事を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和59年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、48年7月から同年9月までの期間を7万2,000円、49年10月から51年3月までの期間を9万2,000円、同年4月及び同年5月を11万8,000円、同年6月及び同年7月を11万円、同年8月から52年7月までの期間を11万8,000円、同年8月から同年11月までの期間を13万4,000円、同年12月を15万円、53年1月から同年3月までの期間を14万2,000円、同年4月及び同年5月を15万円、同年6月を14万2,000円、同年7月を15万円、同年8月を16万円、同年9月から54年8月までの期間を15万円、同年9月及び同年10月を16万円、同年11月及び同年12月を15万円、55年1月を16万円、同年2月を17万円、同年3月を16万円、同年4月から同年9月までの期間を17万円、同年10月を14万2,000円、同年11月から56年9月までの期間を17万円、同年10月から57年2月までの期間を24万円、同年3月を19万円、同年4月を22万円、同年5月から同年7月までの期間を20万円、同年8月から同年11月までの期間を22万円、同年12月及び58年1月を20万円、同年2月から同年7月までの期間を24万円、同年8月を22万円、同年9月を24万円、同年10月から59年1月までの期間を26万円、同年2月を24万円、同年3月を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額とが、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間うち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 49 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と申立人が提出した給料支払明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成2年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月30日から2年1月1日まで
平成元年4月1日から同年12月31日までの間、A株式会社に勤務したが、年金事務所の記録は同年12月29日に退社した記録になっているので、申立期間の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成元年11月の社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年9月1日まで

平成6年6月1日から9年9月25日までの間、株式会社Aに継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所の記録では、申立期間である8年11月1日から9年9月1日までの標準報酬月額が当時の給与支給額と異なり、引き下げられた記録となっている。給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額額は、当初申立人が主張する26万円と記録されていたところ、平成9年8月28日付けで、8年11月1日にさかのぼって22万円に引き下げられていることが確認できる上、事業主を含む社員7人全員の標準報酬月額も、9年8月28日付けで、8年11月1日にさかのぼって減額訂正されている。

一方、申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、「事業所は、経営状態が悪く資金繰りに窮していたので、退社する者が多かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年8月28日付けで行われた遡及^{そきゆう}訂正処理は事実即したものと考えるべく、申立人について8年11月1日にさかのぼって標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったと

は認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年 11 月から 9 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である 26 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年 5 月 1 日から35年 3 月29日まで
② 昭和38年 6 月22日から39年 7 月20日まで
③ 昭和40年 8 月11日から41年 9 月11日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、私はそのようなものを受け取っていない。

また、一部の会社しか請求していないというのもおかしい。私は絶対に請求していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間の株式会社A、B株式会社及び申立期間②と③の間のC株式会社については、厚生年金保険被保険者手帳番号がいずれも申立期間に係る同番号と同じであるにもかかわらず、いずれも計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人は、7期間ある被保険者期間のうち、特に申立期間②又は③よりも被保険者期間が長い株式会社Aについて脱退手当金の請求を失念することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間③のD株式会社の資格を喪失した昭和 41 年の前後数年間に、同社で被保険者資格を喪失した女性の同僚 18 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め3人と少ない上、当時の同僚 15 人に照会を行い、回答のあった 13 人全員が退職時に脱退手当金の説明を受けたことがない

と供述していることから、事業所が退職者に対して脱退手当金の説明を行った上で代理請求をしていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月26日から同年11月15日まで
② 昭和45年1月30日から同年2月1日まで
③ 昭和49年7月23日から同年8月1日まで

申立期間に係る給与明細書の記載では、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が保管しているB株式会社（後にA株式会社に商号変更）の昭和40年11月分の給与明細書により、当該明細書に記載された勤務期間及び日数から、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務していたことが認められるとともに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和53年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役が既に死亡しているため、確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間①に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 C株式会社に係る申立期間②及び③について、申立人が保管する給与明細書、賞与明細書等により、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から当月控除されていたことが認められる。

しかしながら、昭和45年1月分及び49年7月分の給与明細書に記載された勤務期間から、45年1月の勤務は同月5日まで、49年7月の勤務は同月5日までであることが確認でき、申立人も「C株式会社では、どちらの退職日も月末までは勤務していなかったと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間②及び③において勤務していなかったことが認められる上、同期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

一方、厚生年金保険法では、第19条第1項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の主張する45年1月及び49年7月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年12月30日から13年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月30日から13年1月5日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社における厚生年金保険資格喪失日が平成12年12月30日、B株式会社における資格取得日が13年1月5日とそれぞれ記録されているが、実際は社名が変わっただけであり、同一の場所で継続して同一の仕事をしていた。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、当該期間について第三者委員会で調査の上、私に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の発行した平成12年12月分及び13年1月分の給与明細書を所持しており、同明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A株式会社の元事業主は、「申立人は、平成12年12月31日まで同社に勤務していた。本来は、厚生年金保険の資格喪失日を13年1月1日とすべきところを、当時の担当者が事務手続を誤ったものと考えられる。」と供述しており、このほか、13年1月1日以降の勤務実態について確認することができないことから、申立人が12年12月31日まで同社に継続して勤務していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 12 月 30 日から 13 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成 13 年 1 月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る平成 12 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

社会保険庁（当時）の記録では、私に係る平成15年7月に支払われた賞与に関する厚生年金保険の記録が無いが、私の所持する賞与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されている。当該明細書を提出するので、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する株式会社Aが発した平成15年7月度賞与支払明細書から、申立人は、同年7月10日に賞与を支給され、標準賞与額（20万9,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、株式会社Aが提出した平成15年7月度所属別賞与項目一覧表及び平成15年夏季賞与分合計表においても申立人の当該賞与に係る保険料控除が確認できるとともに、当該表に記載されている厚生年金保険料は、同社から提出のあったB社会保険事務所長（当時）が平成15年9月18日付けで発した保険料納入告知額・領収済額通知書における厚生年金保険料といずれも一致していることが確認できる上、申立人の賞与記録が確認できる同年12月についても同様に一致していることが確認できる。

さらに、日本年金機構C事務センターは、「申立期間当時の賞与支払届は、あらかじめ被保険者の氏名をプリントした届出用紙を事業主に送付していたと思われる。」と回答しているところ、株式会社Aの担当者は、「申立期間当時、フロッピーディスクではなく、社会保険事務所（当時）から送付されてきた届出書に記入して提出していたはずである。」として

いる。

これらの事実を踏まえると、事業主が申立人の平成15年7月10日に係る標準賞与の届出を行わなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準賞与額に係る届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額は、賞与支払明細書に係る標準賞与額の20万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（平成9年5月から同年7月までは47万円、同年8月から10年12月までは59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成9年5月から同年7月までは47万円、同年8月から10年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から11年1月1日まで
株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受けていた給料より低い額にさかのぼって訂正されている。自分は取締役であったが、Bなどの業務を担当しており、標準報酬月額が減額訂正されたことは知らなかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成9年5月から同年7月までは47万円、同年8月から10年12月までは59万円と記録されていたところ、11年4月21日付けで、9年5月1日にさかのぼって10年12月までの間が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、経理を担当していた元取締役は、「当時、社会保険料の滞納額が多く全額を支払うことができなかったため、役員の標準報酬月額を引き下げて滞納保険料の解消を行うよう社会保険事務所から指示され、やむなく独断で訂正処理を行った。」と供述している。

さらに、滞納処分票により、平成11年4月当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったこと、及び当該事業所の滞納保険料の整理に携わっていたのは、減額処理に同意したと供述している上記経理担当の取締役と事業主であることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によれば、申立人は株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、経理担当の同僚によると、「申立人はC業務に従事しており、社会保険事務には関与していなかった。」と供述している上、複数の元従業員は「申立人は、当時、D業務を担当していた。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額^{そきゅう}の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月21日に行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が、申立人について9年5月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成9年5月から同年7月までは47万円、同年8月から10年12月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から55年3月まで
国民年金の加入手続は定かではないが、昭和50年10月ころに母がしてくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は、A市役所から納付書が送られてきたので、母が市役所で納めていた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐの昭和50年*月ころにその母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれたとしているが、母は加入手続の時期についての記憶が曖昧であり、加入手続の状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続時に交付されたとして所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月ころにその弟と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人の母はさかのぼって保険料を納付したか覚えていないとしている上、その弟も申立期間について未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

私は平成元年3月にA院を辞めたため、国民年金第3号被保険者だった妻がすぐにB市役所へ行って夫婦二人分の種別変更手続をするとともに保険料を窓口で納付した。

一緒に手続をした妻は納付済みになっているのに、私の分が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月ころB市役所においてその妻が夫婦二人の国民年金の種別変更手続を行い、申立期間の保険料を納付したと申述しているが、申立人は基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を10年2月1日に取得していることがオンライン記録により確認できる上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれず、申立期間は未加入期間であり保険料は納付できない期間である。

また、申立人の妻はC市（現在は、D市）へ転入後の平成元年6月8日に第3号被保険者資格取得手続を行い、同年3月の保険料を過年度納付していることがオンライン記録から確認できることから、妻のみが同市において第3号被保険者へ種別変更をした可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

私は、高校卒業後、父と一緒に家業のA業をしていた。当時は父が家族の国民年金保険料を納付していた。私が昭和50年2月に結婚したとき、妻は国民年金に未加入だったので家族で話し合い、父が夫婦で納付期間をそろえるようにと妻の国民年金の加入手続をし、20歳までさかのぼって保険料を納付しており、そのときに私の分は納付しなかったもので、私自身は20歳から保険料を納めているものだと思っていた。

申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続等をしたとするその父は既に他界しており、申立人の国民年金加入手続や保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号の払出状況から昭和47年12月に払い出されたと推認できること、及び特殊台帳により申立人の47年4月から同年12月までの保険料が国民年金手帳記号番号が払い出された時期に納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はのころ行われたと推認でき、国民年金手帳記号番号の払出時点では申立期間の一部は時効により納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から61年3月まで

私は、20歳代はアルバイトをしては半年くらいの海外旅行に出かけるという生活をしてきたが、私が20歳になったころ、母が私の国民年金の手続きをしてくれ、保険料も納付してくれていた。33歳ころに自分で保険料を払うことにしたのを契機に、自分の銀行口座からの自動引き落としにした。母から「お前の年金は、お前が20歳のころから私が払っているから。」と何度も聞かされたのを覚えている。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続や申立期間の保険料納付はその母がしてくれ、自身は加入手続等の状況は知らないとしている上、申立人の母は加入時期についての申述が変わるなど記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、交付された年金手帳は現在所持しているもの1冊のみとしており、当該年金手帳により「はじめて被保険者となった日」が昭和52年4月1日であることが確認できることから、申立期間のうち、48年4月から52年3月までは未加入期間であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の記号番号の払出状況から61年3月ころに払い出されたと推認できることから、申立期間の大部分の国民年金保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、A市（現在は、B市）では国民年金保険料の口座振替日は月末であるとしているが、申立人の昭和61年度分から平成7年度分までの前

納の納付日は月末ではないことが確認できることから、同期間の保険料納付は口座引き落としによるものではないと推認でき、33 歳ころ（昭和 61 年ころ）に口座引き落としで保険料を納付したとする申立人の申述と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3752 (事案 1354 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から48年3月まで

夫が結婚直前に国民年金に加入したので、私も結婚してすぐに加入した。その後は夫と二人分の保険料をA銀行(現在は、B銀行)C支店で納付書によって3か月ごとに納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金の資格取得後に交付された年金手帳の国民年金の記録の種別欄に強制加入被保険者であることを示す「強」に○印が付されていることから、昭和46年6月27日の資格取得日から保険料を納付したと主張しているが、これは強制加入の被保険者であることを示しているもので、これをもって保険料を資格取得日から納付したとするものでなく、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立内容は前回と同趣旨のものであり、口頭意見陳述において、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける新たな事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を得られなかったことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年7月

私は平成14年6月末にA市役所を辞め、国民年金の加入手続きを行って、送られてきた納付書でコンビニ、銀行、郵便局のいずれかで納付した。

申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きについて、当初、国民年金の加入の届出書が送られてきたので手続きをしたとしていたのを、A市を退職した日に市役所で国民年金への変更手続きができると聞いたのでそのときにしたと思うと申述を変更するほか、保険料納付についても、申立期間当時保険料を納付することのできなかったコンビニエンスストアを納付場所として挙げるなど加入手続き及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により平成14年7月の未加入期間について16年2月に「勧奨関連対象者一覧」が作成され、申立人に国民年金の加入勧奨が行われていることが確認できることから、申立期間当時加入手続きが行われていなかったと推認される。

さらに、申立人の平成14年及び15年の源泉徴収票からは国民年金保険料が納付されている状況がうかがわれず、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月は大学生であり、母がA町役場で国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳になった昭和45年*月は大学生であり、その母がA町役場で国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は既に他界しており、証言が得られないことから、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年1月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3757（事案 2674 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から50年12月まで
夫婦とも30歳までは国民年金に加入していなかったため、昭和50年ころにA市役所に行ったところ、市役所の職員から20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、後日夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人及びその夫が同時に特例納付を行った形跡はみられない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料納付を示す証人として新たにその義妹と実姉の名前を提示したが、当該各人は申立人から保険料の納付に関する納付金額及び納付時期など具体的な納付状況については告げられておらず、保険料の納付状況を証言することができず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、夫婦とも30歳までは国民年金に加入していなかったため、昭和50年ころにA市役所に行ったところ、市役所の職員から20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、後日夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、今回、新たに、A市保管の申立人の夫の国民年金被保険者名簿及び国民年金印紙検認票を確認したところ、夫は20歳になった40年*月から46年3月までは現年度納

付及び過年度納付により国民年金保険料を納付しており、30歳まで夫婦共に未納であったとする申立人の申述と相違していることが明らかになった。

さらに、申立人は、申立人が納付したとする夫婦二人分の国民年金保険料を当初27万円ぐらいと申述していたところ、申立期間における夫婦二人分の特例納付に必要な金額は22万8,900円であり、これから過年度及び現年度で納付済みとなっている申立人の夫の昭和40年5月から46年3月までの保険料の金額を除くと、50年に特例納付するのに必要な夫婦二人分の保険料の金額は16万5,000円となり、申立人が納付したとする27万円とは10万5,000円相違していることも明らかになった。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立人が行ったとする申立期間の夫婦二人分の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び53年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

私は、昭和51年10月及び53年7月に会社を退職した時に、勤務先の会社の担当者が国民年金第3号被保険者への変更手続きを行い、国民年金に加入した。申立期間が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月及び53年7月の会社退職時に、勤務先の担当者が厚生年金保険から国民年金第3号被保険者への切替変更手続きを行い、国民年金に加入したと申し立てているが、第3号被保険者制度が発足したのは申立期間よりも後の61年4月であり、申立期間当時は第3号被保険者制度は存在しておらず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金加入手続き時に払い出されるはずの国民年金手帳記号番号及び「初めて被保険者となった日」の記載が無く、申立人の基礎年金番号は、共済年金の記号番号が付番されている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によると申立期間は未加入期間となっており、制度上保険料を納付できなかった期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3761 (事案 2743 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 1 月までの期間及び同年 5 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 49 年 1 月まで
② 昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月に A 地内の学校を卒業し、翌月から 49 年 1 月まで B 市で実家が経営している C 社に勤務した後、3 か月間 D 社に勤務し、その後再び 49 年 5 月から 52 年 3 月まで C 社で勤務した。D 社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入しており、C 社で勤務していた期間は国民年金に加入していた。国民年金の加入手続は父又は会社の事務員が行ってくれ、保険料も申立期間①及び②については、C 社に毎日訪れてきた E 銀行 (当時は、F 銀行) G 支店の行員を通じて、母、兄及び義姉の分と一緒に父が納付してくれていた。一緒に納付していた家族はすべて納付済みであるのに、私だけ未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父又は会社の事務員が B 市において申立人の国民年金の加入手続を行い、その父が保険料を納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が H 区在住時の昭和 56 年 1 月ころに払い出されており、払出時点からすると申立期間①及び②は時効により納付できない上、B 市において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

当委員会は、申立人自身が保険料の納付をうかがわせる新たな資料や情報が無いと述べているところ、申立人が主張している申立期間における国

民年金加入状況及び保険料納付状況を改めて調査したが、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から同年7月まで

私が20歳(平成9年*月)になった時、国民年金保険料納付書が送付されてきた。私は、当時学生であったため、父が学生免除申請をしたが、両親の収入の関係で認められなかった。

その後、何度か督促状が届き、A市役所での国民年金保険料未納者のための説明会に父が参加し、説明を受けた上で、同日同市役所で未納保険料を一括して父が納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に国民年金保険料納付書が届き、その後、A市役所での保険料未納者のための説明会にその父が参加し、当日同市役所でその父が未納保険料を一括で納付したとしているが、申立人の所持する国民年金保険料現金領収証書及びオンライン記録によると、平成11年9月27日にその時点でさかのぼって納付が可能であった9年8月から10年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかったと推認される。

また、国民年金保険料を納付したとする申立人の父によると、申立人の保険料を納付したのは1回だけで、複数回納付した記憶は無いとしている。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記

録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月ころから 61 年 7 月ころまで
ねんきん特別便が届き、主人が確認していて、「これは違う。」と話したことがある。その時は、どこがどう違うのか分からなかったが、遺品を整理していたときに履歴書を見つけた。それによると、昭和 54 年 11 月から 61 年 7 月まで、A 地の B 施設内の C 株式会社に勤務していたので、主人が話していたのはこの期間に間違いのないと思ひ、申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立事業所の名称を D 株式会社としていたが、B 施設に問い合わせたところ、当時、C 株式会社が入居していたと回答があり、同社の商業登記簿謄本によると本店所在地は A 地の B 施設の所在地である上、当該事業所の事業主の妻から、同社は、申立期間当時、A 地の B 施設に入居していたとの供述が得られたことから、申立事業所は、C 株式会社と推認できる。

一方、適用事業所名簿によると、C 株式会社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないところ、事業主は既に死亡しており、取締役で事業主の妻は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料を控除していなかったとし、申立人が同社に在籍していたかどうかについては、不明と供述している上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、申立人の妻が同僚かもしれないとする二人に照会文書を送付した

が、一人はあて所に居住せず、もう一人からは回答が無く、ほかに同僚と考えられる者も不明のため、同僚からは事情を聞くことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
昭和 45 年 11 月 1 日から 47 年 12 月 31 日まで、A 駅デパート内の株式会社Bに勤務したが、45 年 11 月 1 日から 46 年 2 月 1 日までの間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は厚生年金保険料を事業主により控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 45 年 8 月 24 日から 47 年 12 月 31 日まで株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同時期に株式会社Bに勤務していた複数の同僚は、入社してすぐに厚生年金保険に加入したかどうかは覚えていないと供述しているところ、別の同僚は、入社して3か月は厚生年金保険に加入していないと供述している。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所は既に解散しているため、当時の状況及び厚生年金保険料の控除等について事実を確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 46 年 2 月 1 日資格取得、47 年 12 月 31 日資格喪失になっており、オンライン記録と一致している上、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無く連続している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 14 日
社会保険庁（当時）の記録には平成 17 年 12 月支給賞与の記録が無い。
標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、勤務先のA院が社会保険事務所（当時）に対し届出を行っていなかったとのことなので、確認して、平成 17 年 12 月支給の賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A院から提出された賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、平成 17 年 12 月 20 日にA院を退職しており、オンライン記録によると、同年 12 月 21 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同年 12 月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

なお、A院は、「申立人の平成 17 年 12 月の賞与から厚生年金保険料を控除したのは、当院の誤りであり、申立人に返還したい。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 17 年 12 月は、申立人が厚生年金保

険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間にA株式会社からB株式会社へ役員として出向した。この間はB株式会社から別手当として3万円を支給されていた。B株式会社の厚生年金保険被保険者期間が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する申立期間とは一部異なるが、A株式会社の人事台帳（昭和 45 年 3 月 B 株式会社出向常務）、B株式会社の閉鎖登記簿謄本（45 年 7 月取締役就任）及びB株式会社の同僚の供述から、申立人は、A株式会社からB株式会社に出向し勤務していたものと推認できる。

しかしながら、昭和 48 年 7 月からB株式会社の代表取締役となった人物はB株式会社の同僚の供述等からA株式会社の関係者と思われるが、当該人物はB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前が見当たらない。なお、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間における同社での加入記録が確認できる。

また、申立人は、B株式会社から別手当として3万円を支給されていたと主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び役員の所在も不明なことから、申立人の申立内容について確認をすることができない。なお、同時に2以上の適用事業所に勤務し、そのいずれからも給与の支給を受けることとなった場合は、「健康保険厚生年金保険被保険者所属選択二以上事業所勤務届」の提出が必要となる。ところ、A株式会社は同届出を行ったとしているが、同社において当該届出を確認できる資料は保管されておらず、その形跡は同社の賃金台帳、同社

に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びC会が管理している記録からは確認できない。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、健康保険証の整理番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない上、申立人の同社における雇用保険被保険者としての加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4393 (事案 1085 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 25 日まで

前回、第三者委員会で株式会社Aでの勤務期間について昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで認めてもらったが、私はその後も勤務しており、退職したのは同年 5 月 24 日である。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

再申立ての新しい事情としては、私が退職する時期に勤務していた同僚の名前を覚えていること、撮影した時期は記憶に無いが社員旅行の写真があることである。また、B 町に申立事業所と似た名称の事業所を見た。もしかしたら自分が勤務していた会社と関係がある会社かもしれないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には健康保険被保険者証の返納年月日を昭和42年4月10日とする滅失の処理がされている上、同原票には資格喪失記録を社会保険庁(当時)へ同年4月12日に進達した記載が確認できること、株式会社Aの代表者は既に亡くなっていること、及び連絡先の判明した複数の同僚等に照会を行ったが申立期間に係る供述を得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月22日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、再申立てをしたが、申立人が退職したとする時期に当該事業所に勤務していた代表者(故人)を除く3人について、一人は昭和41年1月1日に当該事業所を退職したとし、一人は所在不明、一人は株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらないことから、申立人が主張する申立期間の勤務実態について供述を得ることができない。

また、申立人が提出した社員旅行の写真に写っている所在が確認できる3人の同僚に撮影時期等の照会をしたが、回答を得られなかった。

さらに、申立人が申立事業所と関連があるのではないかとするB町に所在する株式会社Cに係る商業登記簿謄本を確認したところ、申立事業所の商業登記簿謄本に登記されている役員と共通する人物は見当たらない上、当該事業所における事業目的からは申立事業所との関連性はうかがえない。

これらのことから、再申立てに係る新しい事情からは申立期間の勤務実態及び保険料控除を推認することができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月ころから40年4月ころまで
② 昭和46年9月ころから47年6月12日まで
③ 昭和47年6月12日から50年1月31日まで

申立期間①については、A株式会社か、そのB業のC社(D地)に勤務し、Eした。同僚の名刺を所持している。申立期間②については、F株式会社に勤務し、在職の証明として当時の写真を保管している。申立期間③については、株式会社Gに勤務し、退職時の失業保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書を現在も保管している。すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社は、H県のみで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が所持していた同僚の名刺に記載されている、同社I営業所(D地)が適用事業所であった記録は無く、同社の現在の事業主から、申立人が申立期間①に在職していたか否かは不明との回答があった上、申立期間①及びその前後の期間に同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人及び申立人が同僚だったと記憶している者の氏名は確認できない。

また、申立人がA株式会社のJ業務を行っていたと記憶している株式会社C社の申立期間①当時の事業主の妻から、「申立人は、従業員ではなかった。同社は、当時Kを取り扱うL会社であり、Mは行っていない。同じ敷地内にN社というOを扱う会社があったので、勘違いされたのではないか。」という供述があった。

さらに、N社(P地)について、A株式会社(H県)の元役員は、

「申立人の記憶しているN社は、Q地のA株式会社の商品の販売をしていた。」と供述しているが、申立期間①当時にN社が厚生年金保険の適用事業所であった記録及び法人登記は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出のあったF株式会社の社員旅行の写真（昭和46年9月16日）に、申立人及び申立人が同僚と記憶している二人が写っていることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社又は同社の関連会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②当時からF株式会社において採用、社会保険等の手続を担当していた者から、「同社は、新卒者を除いて、採用してから3から6か月間の試用期間中は、社会保険は加入させておらず、現在の在職者の中にも、入社日と社会保険の資格取得日が異なる者がいる。」との供述があった。

また、前述の同僚二人は既に他界している上、申立期間②に係るF株式会社の同僚35人に申立人の同社における勤務実態について照会を行ったものの、いずれも不明との回答があった。

さらに、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②及びその前後の期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号の欠番も無い。

- 3 申立期間③について、申立人の株式会社Gに係る雇用保険被保険者総合照会の記録から、申立人の資格取得日は昭和47年6月12日、離職日は50年1月30日であることが確認できる。

また、申立期間③当時の株式会社Gの同僚5人が「申立人は、同社に勤務していたと思う。」と供述し、当該同僚のうち一人は、「会社を退職した昭和50年2月ころに、Rの職安に申立人を含めた数人で雇用保険の受給手続に行った記憶がある。」と供述している上、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年2月1日であることから、申立人が申立期間③において同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の申立人のことを記憶している同僚から名前の挙がったほかの同僚について、株式会社Gに係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、同名簿に当該同僚の氏名は見当たらないことから、同社における厚生年金保険の加入は、一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Gに係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間③及びその前後の期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号の欠番も無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から 17 年 2 月まで

株式会社A（社名変更後は、株式会社B）に勤務した期間のうち、平成 16 年 4 月から 17 年 2 月までの標準報酬月額が実際の額（月額平均 27 万円）より減額された記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bにおける申立期間に係る標準報酬月額が実際の額（月額平均 27 万円）より減額された記録となっていることに対して、疑問があるとしている。

しかしながら、C市役所から提出された申立人の平成 16 年分給与所得に係る給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録、D組合及びE基金における標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる上、オンライン記録においても、申立人の申立期間に係る随時改定及び定時決定において標準報酬月額が減額訂正処理された痕跡は無い。

また、株式会社BがD組合に提出した平成 16 年 4 月の月額変更届の備考欄には、「基本給減、降級差 120,000 円、降級月 16 年 1 月」の記載が確認できる上、同社がD組合及び社会保険事務所（当時）に提出した同年 12 月の月額変更届の備考欄には、「基本給減、降級月 16 年 9 月」の記載が確認できるとともに、当該標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致している。

一方、申立人は、申立期間において、株式会社Bの清算業務及び有限会

社FのG担当としての業務に携わっていたとしており、申立人から提出された申立期間前後における預金通帳の記録から、申立人は、申立期間のうち、平成16年5月から同年8月までの期間は両社から、同年9月以降は有限会社Fのみから金額が振り込まれていることが確認できることから、同年5月以降においては、有限会社Fに勤務していたことはいくつかあるが、オンライン記録によると、申立人が有限会社Fにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得したのは17年2月21日であり、同日以前に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した事実は確認できない。

また、両社の元事業主からは当時の保険料控除について明確な供述は得られず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
昭和 35 年 7 月ころ、A 区にあった叔父が経営する B 社に初めての事務員として入社した。35 年 8 月 1 日から新規に適用事業所となることになり、厚生年金保険と健康保険の加入手続を自分が担当し、同時に自分も加入した。その後、37 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失するまでの期間について、社会保険庁（当時）の記録では、同事業所での厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、B 社（後に有限会社 C）に期間は特定できないものの、勤務していたことが推認できる。

また、申立期間において申立人は、「社会保険の実務を担当していた。昭和 35 年 8 月 1 日に事業所が適用事業所になる時に健康保険厚生年金保険新規適用届及び被保険者資格取得届を自らが作成し提出した。その時に自分も被保険者資格を取得した。」と主張している。

しかしながら、申立期間に被保険者であった複数の同僚は、「当時の D 会社は厚生年金保険に加入していない事業所が多かったが、B 社は希望すれば加入できたように思う。」と供述しており、そのうちの一人は、「前職の D 会社は B 社より規模が大きかったが、5 年も勤めたのに記録が無く、B 社では退職間際の 1 か月間だが厚生年金保険に加入させてくれた。」と供述しており、当該事業所のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において供述どおりの記録が確認できる。

また、複数の同僚は「会社の発展時期であり、自動車の保有台数から考えると、申立期間の社員数は 20 人くらいまで増えていった時期であ

る。」と供述しているところ、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、適用事業所になった時の9人から最大で14人の被保険者の記録が確認できることから、厚生年金保険に加入していなかった同僚が存在したことがうかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間に同職種の同僚は一人いた。月曜日から土曜日までの勤務であったが、近所の主婦だったので勤務時間は社員に比べ短かったと思う。」と供述しているものの、複数の同僚は、「申立人と同職種の同僚については記憶にない。」と供述している上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名は無い。

加えて、申立人及び複数の同僚は「申立人が入社する前及び後任として事務を担当したのは事業主だった。」と供述しているところ、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に事業主の氏名は無く、適用事業所になった2年7か月後であり、法人として設立登記してから1年8か月後の昭和38年4月*日に資格を取得していることが確認できることから、法人になると同時に被保険者資格を取得しておらず、任意の時期に被保険者資格を取得していることがうかがわれる。

また、申立期間に係る同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和35年8月1日に適用事業所になっており、その時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は9人確認できるものの、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号は連番になっており欠落は無い。

さらに、当時の事業主は、既に他界しており、現在の事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険の届出、保険料控除及び同社の社会保険の適用状況については、資料が保存されていないため不明としており、保険料控除の事実関係を確認することができない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

一方、オンライン記録によると、申立人の前職での厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和35年9月1日と記録されており、当該前事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間のうち同年8月1日から同年9月1日までの期間は、当該前事業所での被保険者期間として記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月ころから33年12月ころまで
② 昭和34年ころから40年ころまで
③ 昭和45年1月ころから49年8月ころまで
④ 平成3年1月ころから5年1月ころまで
⑤ 平成6年4月ころから9年2月ころまで
⑥ 平成7年1月ころから12年2月ころまで

平成20年2月8日付けで、昭和35年12月9日から57年3月21日までの期間に厚生年金保険の被保険者となっていた事業所に係る脱退手当金の支給を受けたが、当該脱退手当金の対象となっている事業所の中に、申立期間①のA株式会社B工場、申立期間②のC社（後に、株式会社D）、申立期間③のE株式会社、申立期間④のF株式会社の下請け会社、申立期間⑤のG株式会社、申立期間⑥の株式会社Hにそれぞれ勤務したが、これら事業所の名前が無かった。

脳梗塞を患ったので、勤務した期間などは詳しく記憶していないところもあるが、調査して、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立てに係るA株式会社B工場は、昭和34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、事業主が「適用事業所になる前、法人の製造業だったが、常時業務に従事していた者は5人未満であった。」としていることから、同日以前における当該事業所は、厚生年金保険法が適用されていない事業所であったと判断される。

また、申立人は、「当該事業所における勤務は、高校生のアルバイトであり、大学受験の前は、勤務していない。」としているところ、I高等学校の卒業証明書から、申立人の同校卒業が昭和34年3月と確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していた期間は、適用事業所となる以前であったと推認できる。

さらに、事業主は、「適用事業所になる前の賃金台帳等は保存されていない。申立人をアルバイトで雇用したか否か分からない上、厚生年金保険料を控除したという資料も無い。」としている。

- 2 申立期間②について、申立人は、「高等学校を卒業してから、J地のC社という所に勤務した。」と主張しているが、事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年5月20日と確認できる上、商業登記簿から、42年6月*日付けで株式会社C社として法人設立され、45年1月*日付けで株式会社Dに商号が変更されていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立人を記憶していない。申立期間②当時は、法人になっていない上、従業員も5人未満だった。」としていることから、申立期間②当時における当該事業所は、厚生年金保険法が適用されていない事業所であったと認められる。

なお、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、当該事業所がC社の名称で適用事業所となった日（昭和41年5月20日）に被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人の申立てに係るE株式会社は、商業登記簿から、昭和45年3月*日に法人設立され、48年4月*日に解散していると認められるが、オンライン記録の適用事業所検索結果から、同社が厚生年金保険の適用事業所であったと確認することができない。

また、同社の元代表取締役の一人が、「申立人は、同県人なので、私を頼ってE株式会社に入った。しかし、同社は厚生年金保険に加入していなかった。」とした上で、「L員は、一時的に株式会社Mでの厚生年金保険被保険者としてもらい、その後、新たに設立した株式会社Nが適用事業所となったとき、株式会社Nの被保険者にした。」と供述している。

さらに、株式会社Nにおける複数の同僚が、「E株式会社で申立人と一緒に勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は株式会社Mと株式会社Nとなっており、E株式会社ではない。」と供述している。

なお、申立期間③については、事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿から株式会社M及び株式会社Nに係る被保険者期間と確認できる。

4 申立期間④について、申立人が、「F株式会社の下請け会社に、運転手として勤務していた。」と申し立てている事業所については、株式会社Oと認められるところ、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成7年2月1日と確認できるが、事業主が、「適用事業所になる前は、法人になっていなかった。常時運転手として勤務していた者は5人未満であった。」としていることから、同日以前における当該事業所は、厚生年金保険法が適用されていない事業所であったと認められる。

また、申立人は、「P職に当選したので、この会社を辞めた。」としているところ、R会の会員期間証明書から、申立人は、平成4年4月20日付けでP職になったと認められる。

さらに、複数の同僚が、「適用事業所になる前は、自分で国民健康保険に加入していた。」と供述しているところ、申立人に係る国民健康保険被保険者台帳から、昭和57年3月21日付けで国民健康保険被保険者資格を取得していることが認められる。

5 申立期間⑤について、申立人の申立てに係るG株式会社は、商業登記簿から、平成7年4月*日付けで法人設立されている上、オンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月2日と確認できるところ、事業主が、「最初は、S職のT活動を支援するボランティアのグループだったが、法人設立した後で、適用事業所となった。」としている。

また、申立人が、「P職をしながら、S職のU業務を行い、会場の確保などをした。」としているところ、事業主は、「申立人と最初に会ったとき、P職をしていると聞いていたので、会場確保の手伝いはしてもらったが、従業者として雇用していない。」と申立人の勤務実態を否定している上、「申立人に給与は支給していない。厚生年金保険料の控除もしていない。」と供述している。

さらに、申立期間⑤における申立人は、前述のとおり国民健康保険被保険者であったと認められる。

6 申立期間⑥について、申立人の申立てに係る株式会社Hは、商業登記簿から、平成7年1月*日に法人設立され、16年10月*日に解散していると認められるが、オンライン記録の適用事業所検索結果から、同社が厚生年金保険の適用事業所であったと確認することができない。

また、申立人が、「P職をしながら、VのU業務を行った。」としているところ、同社の元代表取締役は、「申立人はP職で、社員ではな

い。」と申立人の勤務実態を否定している上、「申立人に給与は支給していない。厚生年金保険料の控除もしていない。」と供述している。

さらに、申立期間⑥における申立人は、前述のとおり国民健康保険被保険者であったと認められる。

- 7 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から28年3月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、申立期間は、A施設(B市)に事務員として勤務していたのに厚生年金保険の被保険者期間が全く無かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の写真から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA施設(B市)に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所について日本年金機構Cブロック本部D事務センター及び同ブロック本部E事務センターに照会したところ、両センターとも「厚生年金保険の適用事業所に該当無し。」と回答している。

また、F組合G支部に照会したところ、「当組合の職員名簿に該当者無し。H名簿についても調査したが、該当無しである。」と回答している上、I局も「当該事業所は、事業所名簿に記録無し。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚はほとんど亡くなっているとしており、写真から確認できた3人について調査したが、そのうちの二人は既に亡くなっており、これら二人の妻に確認したところ、「夫は当該事業所に勤務はしていたが、厚生年金保険の被保険者期間は無い。」と供述している。また、ほかの一人は所在が確認できない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）からねんきん特別便が届き確認したところ、株式会社Aの被保険者期間が1か月未加入となっていた。昭和 31 年 4 月（入社）から 37 年 3 月（退職）まで正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたと申し立てているが、一緒に勤務していた同僚は既に亡くなっているとしている上、申立期間当時に当該事業所で被保険者記録のある3人に照会したところ、二人から回答があり、「勤務はしていたが、50年以上前のことなので、申立期間の事実関係等は不明である。」としている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、昭和 33 年 3 月 31 日付けの資格喪失者が申立人を含め 10 人存在し、健康保険の給付の表示のある一人を除き、9人の健康保険証は資格喪失時に返納された旨の表示がみられる。

さらに、上記被保険者名簿において健康保険証の整理番号に欠番も無く、昭和 33 年 4 月 1 日付けで申立人を含め 8 人は被保険者資格を再取得していることを踏まえると、同社の事業主は、同年 3 月 31 日付けで厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

なお、当時の事業主は、既に亡くなっており、申立人の勤務実態等について供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、営業社員として勤務していたA株式会社の資格喪失年月日は昭和 58 年 6 月 30 日となっているが、年金手帳に会社が記入してくれた被保険者でなくなった日は、同年 7 月 1 日となっている。被保険者期間が 1 か月違っているため、調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするA株式会社に照会したところ、事業主は、「資格喪失確認通知書（写し）は保存期限を経過したため無いが、申立てどおりの届出を行い、保険料は納付した。」と回答しているものの、同社における申立人の雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の記録と合致している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の被保険者期間は、昭和 57 年 8 月 1 日（資格取得日）から 58 年 6 月 30 日（資格喪失日）までの 10 か月間となっており、同年 6 月 30 日で健康保険証も返納されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 53 年 10 月 2 日まで
② 昭和 54 年 5 月 21 日から同年 8 月 21 日まで
③ 昭和 55 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、各申立期間が、それぞれ 66 か月間、3 か月間及び 3 か月間空白となっている。各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、各申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和 55 年 4 月 1 日であり、各申立期間は適用事業所となっていない。

また、昭和 55 年 4 月 1 日にA社における被保険者資格を取得した同僚 8 人に照会したところ、4 人から回答が得られたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 55 年 4 月 1 日より前から厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて、いずれの者も「不明。」と供述しており、各申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月19日から22年10月1日まで
② 昭和23年1月7日から25年2月1日まで
③ 昭和25年5月1日から同年12月21日まで
④ 昭和54年ころから62年ころまで

ねんきん特別便によると、昭和20年8月19日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、22年9月30日まで勤務しており、被保険者期間が26か月間空白となっている。

また、昭和23年1月7日に株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、25年1月31日まで勤務しており、被保険者期間が25か月間空白となっている。

さらに、昭和25年5月1日にC社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、同年12月20日まで勤務しており被保険者期間が7か月間空白となっている。

加えて、昭和54年ころから62年ころまでの期間が国民年金の被保険者期間となっているが、有限会社Dが運営していた「E」に勤務していた。

各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が「昭和20年8月19日」と記録されているところ、申立人は、当該事業所における退職日について、「終戦直後に退職した。」と供述していることから、当該期間において

勤務したとする申立てと相違する。

また、当該期間にA社における被保険者記録を有する同僚のうち、所在が確認できた同僚二人に照会したところ、両名から回答があったものの、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてA社の後継会社となっているF株式会社の事業主は、「当社は昭和 22 年5月にA社の営業部門の外注会社として設立されたものであり、A社とは別会社である。当該期間当時の資料は無い。」と供述しており、上記回答があった同僚の一人からも同様の供述が得られた上、A社の当該期間当時の事業主は、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いため照会先を確認できず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、当該期間に株式会社Bにおける被保険者記録を有する同僚のうち、所在が確認できた同僚二人に照会したところ、一人から回答が得られ、当該同僚の供述から、期間は不明であるものの申立人の当該期間における勤務がうかがわれるが、保険料控除等について具体的な供述を得ることができなかった。

また、株式会社Bは既に解散しており、事業主は、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いため照会先を確認できず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、適用事業所名簿によると、株式会社Bは昭和 24 年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

- 3 申立期間③について、当該期間にC社における被保険者記録を有する同僚のうち、所在が確認できた同僚一人に照会したところ、回答を得ることができたものの、「申立人は、昭和 25 年2月 23 日から同年5月ころまで勤務していたと思う。」と供述している上、「自分が休職した 25 年 12 月に申立人は勤務していなかった。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、C社の商業登記は確認することができない上、事業主は、厚生年金保険の被保険者記録が未統合となっているため照会先を確認できず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人が挙げた同僚の供述から、期間は不明であるものの、申立人が有限会社Dに勤務していたことがうかがえる。
しかしながら、同社は、オンライン記録によると申立期間④を含め厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、上記同僚は「有限会社Dは、社会保険に未加入だった。」と供述している。
また、商業登記簿において同社は既に解散しており、事業主の照会先を確認できず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。
なお、オンライン記録によると、申立人の当該期間における国民年金の被保険者としての国民年金保険料は、定額で納付済みとして記録されていることが確認できる。
- 5 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 53 年 4 月 1 日に株式会社Aに入社し、1 か月間の研修期間を経て、同年 5 月 1 日から社員となり、同年 11 月ころまでB施設内のC店でD担当として勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の加入記録が無い。同年 5 月に社員となる時年金手帳を会社に提出したような記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた一人の同僚から、申立人が申立期間に株式会社E（現在は、株式会社F。株式会社AのG担当子会社。店名はC店。）において勤務していたとの供述が得られたものの、同僚 27 人に照会し 13 人から回答があり、前記の一人を除き 12 人が、申立人が申立期間に勤務していたか否かは不明としている上、厚生年金保険料の控除についてはいずれも不明としている。

また、C店で一緒に勤務していたとして名前を挙げた 4 人のうち、支店長であるとする者には厚生年金保険の加入記録が認められるものの、その他の 3 人はパート勤務等のため加入記録が無い。

さらに、株式会社Aは、「当社は株式会社Eの社会保険の管理を行っているが、当時の労働者名簿等も残っておらず、社会保険資格の取得喪失、社会保険料の控除及び納付についてはいずれも不明である。」と回答している上、株式会社Eが加入するH組合は、「設立が昭和 60 年 10 月*日であるため、申立人の記録は不明。」と回答しており、株式会社Aの顧問の社会保険労務士事務所も記録が無いため不明と回答していることから、申

立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る株式会社Eの健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は、健康保険証番号が連番となっており欠番は無い上、親会社である株式会社Aの被保険者名簿も健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、両方の被保険者名簿に申立人の記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 31 年 11 月 30 日まで
年金機構の記録では、株式会社Aに勤務した期間が脱退手当金を受給した記録となっている。しかし、当時脱退手当金という制度は知らず、受け取った記憶は無い。当該申立期間を調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているものの、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱退手当金」支給年月日「32. 3. 29」の記載があり、厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 31 年 11 月 30 日の 4 か月後に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 34 年 7 月 2 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 20 日から 43 年 2 月 10 日まで
私は、昭和 39 年 2 月 20 日から 43 年 2 月 10 日まで A 株式会社勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 株式会社勤務していた複数の元同僚は、申立人が勤務していたことについて「不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

また、当該事業所の元同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない上、A 株式会社は昭和 45 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、住所が不明であることから供述を得られず、当時の資料も無いことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、A 株式会社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月ころから 33 年 10 月 20 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

私は、株式会社Aにおいて、昭和 32 年 4 月ころから 39 年 5 月 19 日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、32 年 4 月ころから 33 年 10 月 20 日までの期間及び 35 年 11 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間の記録が確認できなかったため、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者記録期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚 3 人に照会したところ、回答のあった一人は、申立人の申立期間①における勤務については不明と供述している。

また、事業主から提出された株式会社Aに係る昭和 32 年分の給与支払明細（賃金台帳）には、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、同様に事業主から提出された昭和 33 年分の申立人の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、33 年 1 月から給与額が記載されていることが確認できるが、同年 1 月から同年 11 月までは、社会保険料額が記載されていないことが確認できる上、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は 33 年 10 月 20 日と記載されている。

2 申立期間②については、元同僚 3 人に照会したところ、回答のあった一人は、「私が入社した昭和 33 年 4 月ころは勤務していたと思うが、その後については不明。」としている。

また、事業主から提出された昭和 35 年分及び 36 年分の申立人の給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、35 年 11 月から 36 年 2 月までは申立人に対して給与は支払われていない上、35 年 11 月の欄に「退社」と記載されていることが確認できる。

さらに、同源泉徴収簿によると、昭和 36 年 3 月から給与が支払われているが、同年 3 月から同年 5 月までは社会保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、事業主から提出された「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人は、昭和 36 年 6 月 1 日に株式会社 A の厚生年金保険の被保険者となっており、申立人の 36 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿における同年 6 月の給与から社会保険料が控除されていることと一致する。

また、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 36 年 6 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 16 日から 49 年 8 月まで
昭和 45 年 3 月から 49 年 8 月まで A 株式会社でアルバイトとして作業をしていた。一緒に同社で勤務していた同僚は年金を受給していると聞いている。同社で勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の元同僚から、「当時のメモに、A 株式会社の組立て要員として、B という名前が記載されていた。」との供述が得られたことから、申立人が申立期間同時に A 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社は昭和 46 年 2 月 1 日から加盟している C 基金（当時は、D 基金）から、「当時、A 株式会社は D 基金の設立事業所の一つではありましたが、申立人は E 基金の加入員ではありませんでした。」と回答がある上、申立期間当時の元同僚は、「当該事業所の厚生年金保険の加入について、正社員は加入していたがパート社員は加入していなかった。」と供述している。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 6 月 1 日まで
昭和 51 年 6 月 14 日から A 株式会社勤務していたが、同年 11 月 1 日に同社が B 株式会社と合併した後は、B 株式会社 C 営業所で 52 年 6 月 1 日まで勤務した。当該期間の被保険者記録が無いのは納得できない。調査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元事業主は他界しており照会できない上、B 株式会社の事業主は、当時の資料も無く申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入の有無について不明と供述している。

また、申立期間当時、B 株式会社 C 営業所で勤務していたことが確認できる元同僚 7 人は、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、申立人が記憶する元上司は既に他界している上、申立期間に A 株式会社及び B 株式会社の双方において厚生年金保険の記録が確認できる元同僚 25 人のうち回答があった 12 人の供述から、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせるような供述を得ることができなかった。

加えて、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号も連番で欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4424 (事案 1960 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月1日から59年8月1日まで
昭和58年12月1日からA株式会社に給与月額19万円の条件で就職し、59年7月末日まで勤務した。社長がB組合の理事長を兼務していたことから、A株式会社の社員の身分でB組合の仕事の手伝いを行うこともあった。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに申立人から申立期間の給与に係る資料が提出されたが、同資料からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 31 日までに係る標準報酬月額が、同年 3 月 27 日にさかのぼって実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 7 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、適用事業所ではなくなった日の後の同年 3 月 27 日付けで申立人に係る 5 年 4 月から 6 年 12 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 8,000 円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、法人登記簿謄本の記録により、申立人は、平成 7 年 11 月 * 日に当該事業所の代表取締役を辞任しており、申立期間及び標準報酬月額が遡及^{そきゆう}訂正の手続が行われた同年 3 月 27 日には、申立人が、代表取締役であったことが確認できる。

また、複数の元従業員が会社の事業運営の決定権を代表取締役であった申立人が持っていた旨の供述をしていることを踏まえると、当該処理についても、社会保険事務所（当時）が、申立人の同意を得ず、又は一切の関与も無しに無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から33年4月10日まで
② 昭和34年4月18日から36年9月1日まで
③ 昭和39年11月20日から41年9月24日まで
④ 昭和47年8月1日から48年8月1日まで

申立期間①はA株式会社に、申立期間②は社名を忘れたが、Bの会社に、申立期間③は有限会社C又はD有限会社に、申立期間④は株式会社Eに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所名簿によれば、A株式会社は昭和34年9月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は所在不明（同僚は、A株式会社の事業主は既に他界し、同社は廃業したとしている。）で、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない上、同僚からも、申立人の具体的な勤務期間及び保険料控除について供述を得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、前記被保険者名簿の申立期間①に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立事業所の名称を覚えていないこと、及び申立人が申立事業所を経営していたとする有限会社Fの元事業主については、オンライン記録によると、既に他界し、商業登記簿によれば、同社は既に解散していることなどから、申立事業所を特定できない。

また、上記のとおり申立事業所を特定できないこと及び申立人は、同僚の氏名を覚えていないとしていることから、申立事業所の事業主及び同僚から、申立内容に関して供述を得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、同僚から、申立期間③の一部期間について、申立人が申立事業所に勤務していたとの供述は得られたものの、オンライン記録において、有限会社C及びD有限会社が厚生年金保険の適用事業所であったとの記録は確認できず、日本年金機構G事務センターでも、有限会社C及びD有限会社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いとしている。

また、商業登記簿によれば、申立人が記憶している者が代表取締役であるD有限会社は確認できるものの、同社は既に解散し、同社の元代表取締役及び元取締役は所在不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない上、上記の同僚も申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間③における申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述も得られない。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、株式会社Eの同僚から、期間の特定はできないものの、申立人が同社において業務に従事していたとの供述は得られたものの、商業登記簿によれば、同社は既に解散し、同社の元事業主は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとして

おり、申立人の勤務実態及び保険料控除についても供述を得られない上、同僚からも、申立人の申立期間④における保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 3 月 8 日まで
平成 4 年 12 月 1 日に株式会社 A に入社し、3 か月の試用期間経過後、5 年 3 月 8 日に厚生年金保険の資格を取得したが、厚生年金保険法によれば、入社日から厚生年金保険の資格を取得することになっているため、5 年 3 月 8 日の資格取得年月日を 4 年 12 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の株式会社 A の元代表取締役は、入社後 3 か月は試用期間のため、社員を社会保険に加入させなかったとしている上、同社が加入していた B 組合に係る申立人の資格取得日及び申立人の同社に係る雇用保険の資格取得日は平成 5 年 3 月 8 日であり、オンライン記録の申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、オンライン記録によると、株式会社 A は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社の上記元代表取締役は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の保険料控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は廃棄済みとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない上、同僚からも、申立人の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思うとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 40 年 1 月まで
入社当時はA社であったが、昭和 38 年 9 月ころに社名が株式会社Bとして会社組織になり、厚生年金保険に加入したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、株式会社Bは既に解散しており、元事業主も他界しているなど、申立事業所から申立人の申立期間における厚生年金保険の適用等について確認できない。

また、オンライン記録によると、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 62 年 3 月 1 日であり、申立人も申立期間の給与から控除されていたのは所得税のみであったとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 19 日から 37 年 7 月 10 日まで
昭和 35 年 7 月に A 株式会社を退職し、翌日から父が経営する B 株式会社で営業を担当したが、申立期間の年金記録が無い。
当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、申立期間当時、申立人が B 株式会社勤務していたとの供述が得られたものの、複数の同僚において、同社に入社したとする日から同社における厚生年金保険被保険者資格取得日までの間が 2 か月間から 23 か月間認められる。

また、B 株式会社は既に解散し、申立期間当時の事業主も他界しているなど、申立人の厚生年金保険の適用等について確認できない上、同僚からも申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
株式会社AからB株式会社（現在は、株式会社Aと合併し、解散）に出向した直後の昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額が、出向前の株式会社Aにおける標準報酬月額と比べ大幅に下がっているが、給与に変化はなかったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を出向直前の株式会社Aの標準報酬月額と同じ 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける同僚からは、申立人はB株式会社に出向する前は経理を担当していたので残業が多く、そのため出向前の株式会社Aでの標準報酬月額が高かったと思う旨の供述を得られた。

また、株式会社Aは、申立期間当時の賃金台帳を保管していないため、申立期間における申立人の給与額及び給与から控除していた厚生年金保険料額について不明としている上、同僚からも申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について供述を得られない。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与から標準報酬月額 32 万円に相応する厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる関連資料（給与支払明細書、給与所得の源泉徴収票等）は見当たらないとしている。

加えて、株式会社A及びB株式会社に係る事業所別被保険者名簿においても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 5 日から同年 8 月 10 日まで
昭和 34 年 2 月に高校を卒業、A株式会社に入社し、同年 8 月まで勤務したが、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社では、申立期間当時の申立人の厚生年金保険適用関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等については不明としている上、同僚からも申立人の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、高校卒業後の昭和 34 年 3 月又は同年 4 月にBし、A株式会社に入社したとする同僚は、同社においては厚生年金保険に加入させない試用期間があったと思うとしており、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同僚の被保険者資格取得日は、申立人と同日の 34 年 8 月 10 日で、数か月間の厚生年金保険未加入期間がある。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
私は昭和 47 年 1 月から A 株式会社の B 市の事業所に勤務していたが、同社の C 市の事業所に異動になった同年 4 月の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社に継続的に勤務していたので、調査の上、申立期間の記録を回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 47 年 1 月 27 日から同年 4 月 20 日まで A 株式会社、同年 4 月 21 日から同年 8 月 31 日までは株式会社 D において被保険者記録が確認でき、申立期間において株式会社 D に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、株式会社 D は昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記録において、申立人と同様に昭和 47 年 4 月 21 日に A 株式会社に係る被保険者資格を喪失し、同年 5 月 1 日に株式会社 D に係る被保険者資格を取得している同僚は「給与から厚生年金保険料を控除されていたか不明である。」と供述している上、同年 12 月 21 日に A 株式会社に係る被保険者資格を喪失し、同年 12 月 28 日に株式会社 D に係る被保険者資格を取得した同僚は「B 市と C 市の事業所は別の会社であり、健康保険証も切り替わった。」と供述している。さらに、株式会社 D の代表取締役も、同事業所において、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

なお、商業登記簿の記録によれば、A株式会社は昭和 45 年 6 月 * 日に B 市を本店所在地として設立されており、一方、株式会社Dは 47 年 2 月 * 日に C 市を本店所在地としてA株式会社という商号で設立後、48 年 10 月 * 日に株式会社Dに商号変更し、平成 21 年 11 月 * 日に解散していることが確認できる。両社の関係について、A株式会社（B市）に照会したところ、「A株式会社と株式会社Dは、昭和 40 年代ころ、多少の人的交流があったものの、それぞれ独立して事業展開をしており、資本関係も無い。」と回答しており、さらに、株式会社D（C市）の元事業主も「創業当初から、営業から経理、給与支払にいたるまで自社で事業運営していた。」と供述していることから、両社は独立した法人であったことがうかがえる。

また、厚生年金保険の取扱いについてA株式会社の事業主及び株式会社Dの元事業主に確認したところ、当時の資料は残っておらず、申立期間当時の状況は確認できないとしている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 19 年 1 月からの標準報酬月額が、それまでの 20 万円から 15 万円に下がっていたが、申立期間当時、給与から控除されていた厚生年金保険料に変化は無く、受領していた給与が減額されたことも無かったので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、平成 18 年 8 月 21 日付けの資格取得時決定により、申立人が主張する 20 万円と記録されていたところ、19 年 7 月 6 日において、同年 1 月 1 日付けで 15 万円に随時改定されていることが確認できる。

また、申立人から提出された株式会社Aにおける平成 19 年 2 月から同年 5 月支給までの給与明細書によると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、平成 19 年 6 月支給の給与明細書には、「社保料調整－22,844」、「社会保険調整分は健康保険料、厚生年金の 2 月から 5 月分のお戻し分です。」との記載が確認できるところ、同年 2 月から同年 5 月支給までの給与明細書において、申立人が給与から控除されていた申立期間に係る健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と、オンライン記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額（15 万円）に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額との差額は 2 万 2,844 円であり、同年 6 月支

給の給与明細書にある記載内容と合致することが確認できる。

また、株式会社Aは既に廃業している上、事業主も既に死亡しており、当時の状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録を確認しても、不自然な記録訂正はうかがえず、申立人が申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4438 (事案 2511 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月29日から45年ころまで
前回の決定に納得できない。通知に記載のある勤務形態及び勤務した期間は事実と相違している。有限会社Aには昭和32年1月1日から45年ころまで正社員として勤務しBの仕事をしていた。勤務していた期間に「職業訓練指導員免許証」を取得した。会社に長く貢献したと自負している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、事業主及び同僚の供述から、申立期間に係る勤務状況の確認ができなかったこと、当時、厚生年金保険の加入について何らかの社内基準が設けられており、本人の希望により厚生年金保険に加入したと供述している同僚がいたこと、申立人が国民年金制度発足当時から国民年金に加入し保険料を納付していること、国民健康保険に加入していること等により、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる周辺事情が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の決定通知で示されている勤務形態及び勤務した期間等は事実と相違していると主張しているところ、申立人から新たに提出のあった社員旅行及び取引先関係者との旅行の写真により、期間の特定及び勤務の状況についての確認はできないものの申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことはうかがえるが、同僚に再度照会するも申立内容を確認できる新たな供述を得ることができなかった。

また、事業所関係者の一人は、「申立人は独立した後も、当該事業所の仕事をしてきた記憶があるが、昭和 44 年 1 月ころに社長の自宅を新築した際には従業員ではなかったようで、別の従業員が C を担当したと記憶している。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する同僚において、厚生年金保険被保険者としての記録が無い者が確認できる。

加えて、当該事業主の関係者は「事業所は既に廃業しており、当時の資料は保存していないが、前回の照会について回答した内容に相違ない。」と回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月1日から63年2月ころまで
② 昭和63年2月ころから平成6年6月8日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間①は、A町（現在は、B市）のC社に、申立期間②は、D市の有限会社Eに勤務してFなどの仕事をしていた。両事業所とも正社員としての勤務であったので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社の元事業主の供述により、期間の特定はできないものの、申立期間①に申立人が同事業所に勤務していたことがわかる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「当社は昭和52年から厚生年金保険の適用事業所となったが、社会保険に加入すること（保険料の控除があること）を拒んだ者もいたため、希望した者のみ社会保険に加入させていた。申立人は、加入を希望しなかった者のうちの一人だったと思う。事業主が一方的に加入させなかったことはない。」と回答しており、このことは申立人が記憶している同僚7人のうち5人は当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから裏付けられる。

また、当該事業所に係る新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連番で付番され欠番の無いことが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の新規適用となった昭和52年4月1日に当該事業所の被保険者であった4人の同僚に照会したが、回答を得ることができなかった。

- 2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間②のうち昭和63年10月から有限会社Eに勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において有限会社Eは平成6年6月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となった際に被保険者であった同僚8人に照会したところ、回答のあった複数の同僚は、「申立人の勤務には記憶がある。当該事業所の社会保険加入については、社員の生活安定のため、従業員と事業主が何回も話し合いをした上で、事業所を個人経営から法人組織にして厚生年金保険の適用事業所とすることになった。同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所の事業主は、「当時の事業主は既に死亡している上、事業所が火災になり関係書類は保存していないため、申立人の勤務実態や保険料控除等については不明である。」と回答している。

- 3 なお、B市は、「申立人は、当市に住民登録をした昭和58年9月19日から平成6年6月8日（有限会社Eにおいて厚生年金保険の被保険者となった日）までは国民健康保険の被保険者である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46（又は47）年から49年まで
② 昭和50（又は51）年から51（又は52）年まで

私は、昭和46年（又は47年）ころから49年ころまでA株式会社に勤務していた。20歳ころだったと思うが、B作業中に怪我をし、その後は事務作業に移されたことを覚えている。また、A株式会社を退職した後は、C市にあったD株式会社に入った。いずれの事業所でも厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、昭和45年8月21日から47年10月5日までA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同僚の一人は「厚生年金に加入したのは、入社後6か月ぐらいしてからだったと思う。」と供述していることから、同社における厚生年金保険への加入の取扱いについては、必ずしも全員が入社と同時に加入していたわけではなかったことがうかがわれる。

また、元事業主の所在が不明であり、同僚に照会するも「申立人のことを記憶していない。」と回答しており、申立人の具体的な勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立期間①に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、当該被保険者原票においては健康保険の整理番号が連続しており欠番も無いことが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人の申立てどおりの届出を事業主が行ったことを確認できる資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、事業主及び同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないもののD株式会社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、事業主は、「申立人に係る厚生年金保険料の給与控除及び保険料の納付については、いずれも行っていない。」と供述している上、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、当該被保険者原票においては健康保険の整理番号が連続しており欠番も無いことが確認できる。

さらに、D株式会社に係る申立人の雇用保険の記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年4月30日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成3年7月1日から5年4月30日までの記録が、当時の報酬額 53 万円から8万円へ引き下げられている。申立期間の標準報酬月額を元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成3年7月から同年10月までは53万円、同年11月から4年7月までは44万円、同年8月から5年3月までは53万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日より後の同年7月29日付けで、申立期間のうち3年7月から4年9月までは6万8,000円、同年10月から5年3月までは8万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「株式会社Aでは複数の代表取締役を設置し、社会保険事務については専ら他の代表取締役（B氏）が権限を有しており、B氏が退任後に自分が社会保険事務の担当を引き継いだ。」旨の申立てをしているが、登記簿謄本により、B氏が代表取締役を退任したのは、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる前の平成4年7月10日であり、かつ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年4月30日以降においては、申立人が同社の唯一の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「保険料を約束手形で納付していたが、保険料の支払期日の延期をC社会保険事務所(当時)の担当課長に相談したものの認められず、厚生年金保険適用事業所の喪失手続をする以外に方途はなかった。」旨の供述をしており、当時、C社会保険事務所から保険料の納付を

強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人は、「C社会保険事務所への相談の後、会社印を厚生年金保険担当社員にC社会保険事務所まで持参させ、同事務所の担当課長があらかじめ作成しておいた申立人及び申立人の兄の標準報酬月額減額訂正を行う届出書に押印した。兄に対しては、自ら標準報酬月額減額訂正について説明し同意を得た。」旨の供述をしていることから、当該標準報酬月額減額処理については申立人が関与していたと認められるところ、申立期間に係る平成5年7月29日付けの処理に関しても、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。